

## 第11節 緊急輸送活動

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人命救助</li> <li>・ 消防等災害拡大防止</li> <li>・ ライフライン復旧</li> <li>・ 交通規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第1段階の続行)</li> <li>・ 食料、水、燃料等の輸送</li> <li>・ 被災者の救出搬送</li> <li>・ 応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第1・2段階の続行)</li> <li>・ 災害復旧</li> <li>・ 生活必需物資輸送</li> </ul>

### 1 緊急交通路確保のための交通規制等

(1) 発災時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋りょう、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。

また、県公安委員会は、県内又は隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

#### ア 実施区分

区 分		事 項
道路管理者	国 道 国土交通大臣 県管理国 知 事 道、県道 町 道 町 長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路の破損、全壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合</li> <li>2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合</li> </ol>
警 察	公 安 委 員 会 警 察 官	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を緊急輸送する必要があると認めたとき。</li> <li>2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めたとき。</li> <li>3 道路の損壊、災害の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合</li> </ol>

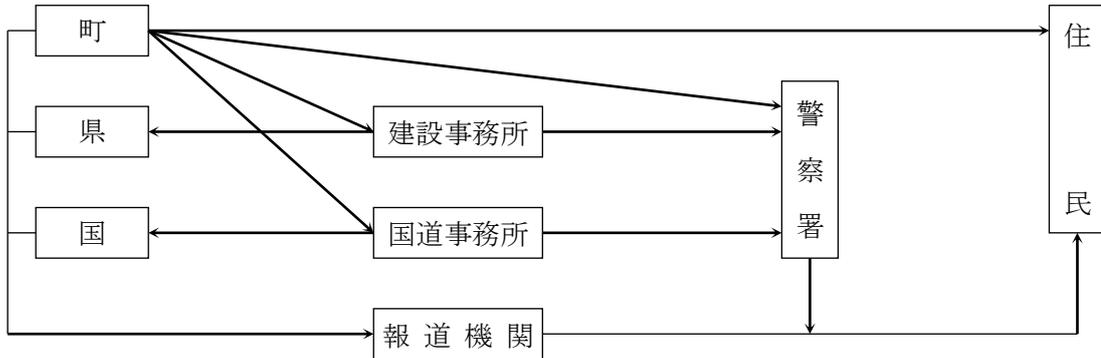
イ 規制標識

(7) 規制標識は道路法第45条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第5条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

(4) 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路等を明示する。

ウ 規制の報告

(7) 規制時における通報系統は次のとおりとする。



(4) 報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路の有無等とする。

(2) 町は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、町は、警察等と連携し、車両の移動等を行う。

2 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 応急復旧に当たっては、佐久建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と連絡協議し、優先順位を設定してできる限り早期の緊急交通路確保を行う。

(2) 緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

(3) 緊急交通路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

3 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

町は、効率的な輸送体制を確保するために、各部との連絡・調整を行い、町有車両（資料7-3参照）の活用を最大限図るとともに、運転手を確保する。

(2) 応援要請

ア 町は、車両が不足する場合又は災害の状況によりヘリコプターによる輸送が必要な場合は、直ちに県に対して応援を要請する。

また、必要に応じて町内の輸送業者等に要請して、車両及び人員を確保する。

イ 要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行い、標章（別記様式）及び確認証明書の交付は、地域振興局や警察署、検問所等において行う。

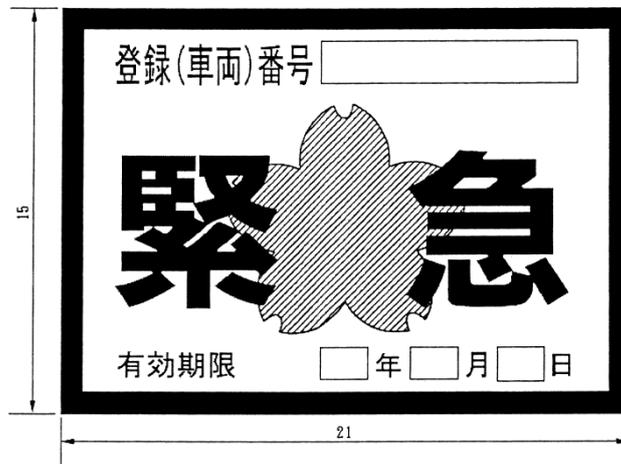
ア 事前届出済証の交付を受けてある車両の取扱い

災害発生後に緊急通行路が指定された際、地域振興局や警察署、検問所等において事前届出済証を提示し、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

イ 事前届出済証の交付を受けていない車両の取扱い

緊急通行車両の確認を地域振興局や警察署、検問所等において申請し、確認審査後、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

（別記様式）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 輸送拠点の確保

- (1) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、町と県は密接に連携する。
- (2) 町は、各避難所での必要物資につき、物資輸送拠点（資料7-2参照）と連携を密にする。なお、拠点ヘリポートは、資料7-2のとおりである。

## 第12節 障害物の処理活動

総務部 住民生活対策部 建設水道対策部

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保する。

### 1 障害物の除去処理

町は、倒壊した建物や電柱、街路樹等の障害物を速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

#### (1) 優先順位

緊急輸送道路を優先して行う。また、危険なもの、通行上支障のあるもの等から先に収集・運搬する。

(2) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

#### (3) 放置車両等の移動等

ア 町管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

イ 運転者がいない場合等においては、町は、警察等と連携し、車両の移動等を行う。

#### (4) 応援協力体制

ア 町に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

イ 町限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

### 2 除去障害物の集積、処分方法

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

#### (1) 集積場所の確保

ア 障害物の一時集積場所を確保し、損壊した建物の残骸等持ち運びの困難なものを運搬し、集積する。その際、再び人命、財産に被害を与えるなど、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 除去した障害物の保管場所は、盗難等の危険のない場所を選定し、保管を始めた日から14日間、その工作名等を公示するものとする。

#### (2) 障害物の処理

ア 災害廃棄物の粉砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。また、アスベスト等の有害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等の規定に基づき、適正な処理を進める。

イ 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 応援協力体制

ア 町に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

イ 町限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

**3 労働力等の確保**

障害物の除去、集積及び処分については、町内指名参加業者等に対し、労働力及び資機材の供給について協力を要請する。

**第13節 避難受入れ及び情報提供活動**

総務部 保健福祉対策部 建設水道対策部 教育対策部 災害調査部

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、高齢者、障害者等の要配慮者についても十分考慮する。

**1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）**

風水害からの人命、身体への保護又は災害の拡大防止のため、必要と認められる場合には、住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始の伝達及び避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

特に、要配慮者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、町は、避難勧告の前段階として、避難準備・高齢者等避難開始を発表する。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の実施機関、根拠等

ア 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告・避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告・避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難準備・高齢者等避難開始	町長		災害全般
避難勧告	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示（緊急）	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
	知事又は町長	原子力災害対策特別措置法第26条	原子力災害
避難所の開設、収容	町長		

イ 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった

ときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行う。

ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味

ア 「避難準備・高齢者等避難開始」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

イ 「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

ウ 「避難指示（緊急）」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び報告、通知等

町は、別に定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難勧告等を発表する。

ア 町長及び消防機関の長の行う措置

(7) 避難準備・高齢者等避難開始

町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

(4) 避難勧告、避難指示（緊急）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への退避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。

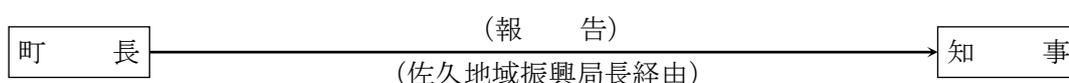
なお、災害の危険性が高まり、避難勧告等の対象地域、発表及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

a 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域

b 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域

c 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域

- d 河川の水位が上昇し、洪水のおそれがある地域
  - e 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
  - f 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
  - g 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域
  - h 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
  - i 避難路の断たれる危険のある地域
  - j 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
  - k 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域
- (7) 報告（災害対策基本法第60条）



※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(7) 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(4) 通知（水防法第29条）



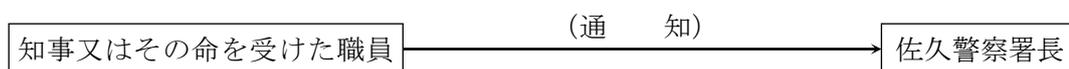
ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(7) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(4) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。



エ 警察官の行う措置

(7) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署において調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

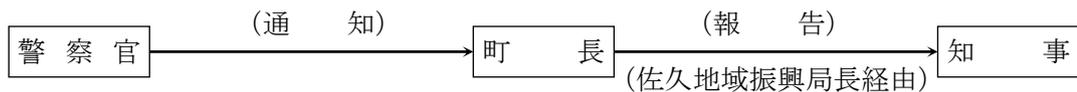
- a 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 町関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

この避難指示（緊急）に従わない者に対する直接強制は認められない。

- d 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難のための勧告、指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

- a 前記(7) c による場合（災害対策基本法第61条）



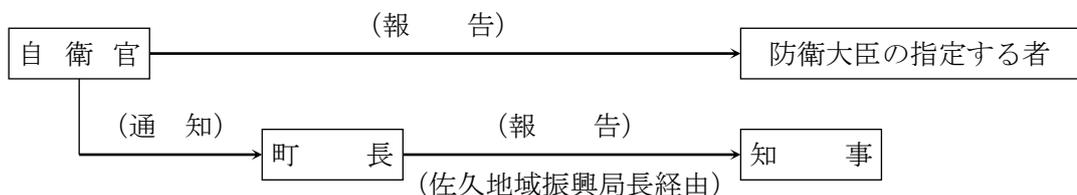
- b 前記(7) d による場合（警察官職務執行法第4条）



オ 自衛官の行う措置

- (7) 自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にい
- ない場合に限り、「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告（自衛隊法第94条）



(4) 避難指示（緊急）、避難勧告の時期

前記(3)ア(イ) a～kに該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(5) 避難指示（緊急）、避難勧告の内容

避難指示（緊急）、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。

ア 避難を要する理由

イ 避難勧告・指示（緊急）対象地域

ウ 避難場所

エ 避難経路

オ 注意事項

(6) 住民への周知

ア 避難指示（緊急）、避難勧告を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、みよたメール配信サービス、広報車、緊急速報メール等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

イ 町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。

ウ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、町長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

エ 町は、長野県防災情報システムの活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

オ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

町は、避難勧告等を発表したときには、直ちに民生児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援

者の避難支援を行う。

(8) 町有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難勧告等は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(1) 実施者

ア 町長、町職員（災害対策基本法第63条）

イ 消防団長、消防職員（水防法第21条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項——町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

なお県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立ち入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

ア 避難指示（緊急）が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難指示（緊急）より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難指示（緊急）については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、避難勧告又は避難指示（緊急）と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

(4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

### 3 避難誘導活動

避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、避難行動要支援者の避難にも十分配慮する。

#### (1) 避難の誘導員

避難の誘導は、調査班を中心とした町職員のほか警察官、消防職員、消防団員、防災協力団体及び町長の指名する者が行うものとする。なお、あらかじめ各地域ごとに責任者及び誘導員を定めておく。

#### (2) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

#### (3) 誘導の方法

ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、町が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、町は佐久地域振興局を經由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の行動を求める等適切な処置を行う。

町は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

#### (4) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立退きに当たつての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

### 〔住 民〕

#### (1) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては、

携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。

(2) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(1)同様、出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

(3) 非常持出し品

非常持出し品は、食料（3日分程度）、医薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、ロープ（1mぐらい）、マッチ、ビニール袋、雨具等を家族構成にあわせて用意し、リュックなどにひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておくものとする。

#### 4 避難所の開設・運営

(1) 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受け入れて保護するため、避難所を開設する（資料8-1参照）。

また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

(2) 要配慮者に配慮し、必要に応じて福祉避難所を設置する。また、災害の状況により避難所が使用不能となったとき又は受入定数を超えたときは、被災地以外にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等の宿泊施設を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(3) 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

(4) 避難所開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、町長が認める場合にはこの限りではない。

(5) 避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。

ア 避難者

イ 住民

ウ 他の地方公共団体

エ ボランティア

(6) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

(7) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

(8) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(9) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の

視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- (10) 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (11) 避難所への受入れ及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障害者用携帯便器等の供給等の整備を行う。
- イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- ウ 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
- (ア) 介護職員等の派遣
- (イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
- (ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
- エ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- オ 大画面のテレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (12) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し、困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (13) 町教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。
- ア 学校等が地域の避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
- また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
- イ 学校長等は、避難所の運営について、必要に応じ、町に協力する。
- なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入、保護に努める。
- ウ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (14) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- (15) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (16) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。

〔関係機関〕

- (1) 避難所の運営について、必要に応じ町長に協力する。
- (2) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。
- (3) 日本赤十字社長野県支部は、町の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。  
ア 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供  
イ 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (4) 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については町に提供する。

〔住 民〕

避難所の管理運営については、町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域的な避難を要する場合の活動

- (1) 被害が甚大で町域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (2) 被災者が町外に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) 前号の場合にあっては、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (4) 避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。
- (5) 町外に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

6 住宅の確保

- (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。  
ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。  
イ 応急仮設住宅の建設のため、町公有地又は私有地を提供する。  
ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

- (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (5) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## 7 被災者等への的確な情報提供

- (1) 町は、県と連携して、被災者のニーズを充分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (2) 町は、県と連携して、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (3) 町は、県と連携し、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (4) 町は、県と連携し、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関とも協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

## 第14節 孤立地域対策活動

総務部 保健福祉対策部 産業経  
済対策部 建設水道対策部

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

町は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

### 1 孤立実態の把握対策

- (1) 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。
- (2) 孤立予想地区に対し、防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

### 2 救助・救出対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣について検討する。
- (4) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

### 3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線・消防無線による中継等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

#### 〔住 民〕

町道、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及び使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

### 4 食料品等の生活必需物資の搬送

- (1) 陸上輸送手段の確保
  - ア 孤立地域への食料品をはじめとした生活必需物資の輸送のため、迂回路や不通箇所での中継による輸送等、陸上輸送手段の確保を行う。
  - イ 孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路の応急復

旧を実施する。

(2) ヘリコプターの要請

町長は、陸上輸送手段確保が困難と認めたときは、県に対してヘリコプターによる空輸を要請する。

〔住 民〕

(1) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

(2) 隣接地域及び町との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

## 第15節 食料品等の調達供給活動

総務部 保健福祉対策部 産業経  
済対策部

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の  
応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、食料品等の供給活動に際しては、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティ  
ア等の協力も得られるようにする。

### 1 食料品等の調達

#### (1) 自力での調達

町の備蓄物資により、調達する。

#### (2) 応援要請

災害により、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、本編第1  
章第5節「広域相互応援計画」の「相互応援協定の締結等」により、支援を要請する。その  
際、必要な種類及び数量を明示して行う。

### 2 食料品等の供給

#### (1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に受け入れた者
- イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者
- ウ 災害地の応急対策作業に従事する者
- エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

#### (2) 応急用米穀の供給の目安

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある 場合	1食当たり 精米200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事す る者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g

#### (3) 炊き出し予定場所

- ア 避難所に受け入れた者に対しては、原則として避難所とする。
- イ その他の場合にあつては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

#### (4) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、状況によって指定した施設に集積し、需給状況に応じて避難所や  
炊き出し実施場所等に配分する。

#### (5) 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、区長、日赤奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。



## 第16節 飲料水の調達供給活動

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、町で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療機関等を中心に、町において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

### 1 給水対象者

災害のため上水道、井戸等の給水施設が破損し、又は飲用水が汚染したため飲用水が得られない者に対し、1人1日約3ℓ以上を供給する。

### 2 給水の方法

#### (1) 事前措置

予想される被害を想定し、応急水源をあらかじめ選定し、随時、水質検査等を行うとともに、必要な機材、消毒薬品等の確保に努め、また、災害の発生が予想されるときは、事前に各家庭において貯水及び風呂水の溜め置きをするように、防災行政無線、みよたメール配信サービス、広報車等を通じて住民に通知する。

#### (2) 供給用資機材の調達

供給用資機材は、次表の関係機関より調達し供給するものとするが、状況により消火栓等を使用する。

種 類	個 数	所 管
タ ン ク 車	1.5 t × 2 台	御代田消防署
給 水 タ ン ク	1,000ℓ × 1 個	佐久水道企業団
ポ リ 容 器	500ℓ × 9 個	佐久水道企業団

#### (3) 応急飲料水の確保

水道水を給水車又は給水タンク、ポリ容器等給水容器を用いて搬水し、又は被災地付近の河川水及び貯水槽、プール、井戸水をろ水器等によりろ水し、消毒の上飲料水を確保する。

機 関 名	ろ水処理能力	数 量
佐久保健福祉事務所	2,000ℓ / h	1 台

#### (4) 被災者への給水

ア 確保した飲料水は、給水車、給水かん、パック詰飲料水等により被災者に対し供給する。

イ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最少限度の供給を図る。

ウ 給水に当たって、使用する器具をすべて衛生的処理をした後使用し、末端給水までの適当な場所において塩素の残留効果を測定する。

エ 給水は、医療機関、避難所、役場、炊き出し実施場所、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

(5) 貯水槽、プール等の管理

貯水槽、プール等の管理者は、特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽（プール等）に湛水しておくよう努める。

**3 給水体制の確立及び資機材の調達**

町は、災害に際し応急飲料水等の確保及び供給を迅速かつ円滑に実施できる体制を事前に整備するとともに、災害の規模によっては、隣接市町及び県又は自衛隊の応援を要請し機材等の調達を図る。

**4 水道施設の応急復旧**

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は職員を派遣し、被害状況の把握に努めるとともに、被害の状況により水道工事関係者の協力を経て応急復旧を行う。

**〔住 民〕**

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

## 第17節 生活必需品の調達供給活動

住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、町は、迅速に生活必需品を調達し、被災者に供給する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

### 1 生活必需品の調達

#### (1) 自力での調達

町の備蓄物資により、調達する。

#### (2) 応援要請

災害により、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、本編第1章第5節「広域相互応援計画」の「相互応援協定の締結等」により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

### 2 生活必需品の供給

#### (1) 給付の基準

ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。

(ア) 住家が滅失したもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

イ その他町長が必要と認めるとき。

#### (2) 給付品目等

生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

#### (3) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、状況によって指定した施設に集積し、関係区及び日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て仕分けする。

イ 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮する。

**第18節 保健衛生、感染症予防活動**

保健福祉対策部

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

**1 保健衛生活動**

- (1) 被災者の避難状況を把握し、佐久保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告する。
- (2) 避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建等の不安等により、被災者が精神的不調を引き起こすことが考えられるので、メンタルヘルスケア等を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置する。
- (3) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (4) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

**〔関係機関〕**

- (1) 医師会等は、行政との連携の下に、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (2) 看護協会等は、行政との連携の下に、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- (3) 栄養士会等は、行政との連携の下に、食品衛生指導、栄養指導、炊き出し等を行うよう努める。
- (4) 関係団体の協力を得るため、必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ用意しておく。

**〔住 民〕**

- (1) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- (2) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

**2 感染症予防対策活動**

- (1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を結成するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。
- (2) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材、薬剤等の確保を図る。

消毒用薬剤及び資材等については、通常使用されるものの保管をするとともに、非常時に備えて、購入薬局等を把握しておく。

- (3) 感染症発生の予防のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

(4) 感染症の発生を未然に防止するため、佐久保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。

また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

(5) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

(6) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

(7) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、佐久保健福祉事務所を経由して県へ報告する。

(8) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、佐久保健福祉事務所を経由して県に提出する。

(9) 災害感染症予防活動完了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、佐久保健福祉事務所を経由して県に提出する。

#### 〔住 民〕

町が行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、町の指導の下、施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第19節 遺体の搜索及び対策等の活動

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、町が県警察本部、消防機関等の協力の下に実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うとされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、医師会、災害拠点病院、歯科医師会、医療機関等による救護班等の協力を得て行う。

また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その対応を遅滞なく進める。

### 1 行方不明者等の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、警察、消防団を中心とし、地域住民の協力を得て搜索活動を行うとともに、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 町は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

### 2 遺体の収容及び対応

- (1) 遺体の収容
  - ア 町は、遺体を搬送し一定の場所に安置する。遺体の安置所は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の適当な場所とする。ただし、適当な建物が無い場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。
  - イ 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料2-2参照）等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。
- (2) 遺体の対応等
  - ア 町は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。
  - イ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (3) 身元不明遺体の処理
  - ア 身元不明の遺体については、町が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
  - イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。
  - ウ 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

### 3 遺体の埋火葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。（資料10-1参照）

また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町が埋火葬を行う。

- (2) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。
- (3) 火葬場が不足し管内での火葬ができないと判断される場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」により、他ブロック構成市町村等に対して応援を要請する。

#### 4 応援要請

町は、遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

## 第20節 廃棄物の処理活動

住民生活対策部

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

町におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

### 1 し尿処理

- (1) し尿処理施設の被害状況の把握を行う。
- (2) 災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、リース業者等の協力を得て仮設トイレを設置する等の対策を講じる。また、必要な場合は県へ仮設トイレについて設置の要請を行う。  
なお、仮設トイレの設置については、要配慮者に配慮する。
- (3) 速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。
- (4) し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (5) 必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は、町自ら又は他市町村等の応援により処理施設により処理する。
- (6) し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。
- (7) し尿の収集、運搬、処分に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- (8) し尿及び浄化槽汚泥等その他の汚水を生活環境の保全上必要があるものと判断した場合は、消毒等の処理をする。

### 2 ごみ処理

- (1) 仮置場の設置
  - ア 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、地域ごとにごみの仮置場を確保する。
  - イ 仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。
- (2) 収集・処分
  - ア 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布する。また、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離して優先的に処理する。
  - イ 清掃車を確保して処理場に運び、処理する。交通障害等により、清掃車の昼間の通行が困難な場合には、夜間収集も検討する。
  - ウ 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。
  - エ ごみの処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。

オ 可能な限り、リサイクルに努める。

(3) 住民への広報

町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。

ア 町が定める仮置場及び収集日時に従ってごみを搬出する。

イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(4) 報告

ア 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。

イ 災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の現状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに佐久地域振興局へ報告する。

〔住民〕

住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等、町が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

3 近隣市町村への応援要請

町長は、廃棄物及びし尿等の処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

**第21節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動**

総務部

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

**1 社会秩序の維持**

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。

**2 物価の安定、物資の安定供給**

- (1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

**〔住 民〕**

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

**〔企業等〕**

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

## 第22節 危険物施設等応急活動

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

### 1 共通事項

大規模災害発生時において、町は、県及び佐久広域連合消防本部と連携し、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

#### (1) 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

#### (2) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散、漏洩、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量及びその流出先の把握に努める。

#### (3) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

#### (4) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

#### (5) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

#### (6) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の都道府県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

### 2 危険物施設等応急対策

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあると

きは直ちに佐久広域連合消防本部に通報する。

(1) 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

(3) 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

(4) 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

(5) 災害発生時における連絡

災害の情報を把握したときは、県消防課（地域振興局経由）へ通報するとともに、必要に応じ、警察等関係機関へ通報する。

(6) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(i) 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、長野県消防相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

### 3 高圧ガス施設応急対策

施設にガスの漏えいや、火災等の災害が発生した場合は、県、消防機関等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(1) 高圧ガス貯蔵施設等においてガスの漏えい、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。

(2) 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

#### 〔県〕

(1) 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。

ア 施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。

イ 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。

ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させること。

エ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移すこと。

オ 漏えいガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努めること。

カ 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。

キ 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

(2) 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

ア 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。

イ 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。

ウ 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

### 4 液化石油ガス施設応急対策

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、長野LP協会佐久支部及び(一社)長野県LPガス協会に要請する。

また、県及び佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

**〔県〕**

- (1) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、診療所、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、長野LP協会佐久支部及び(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (2) 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置をとるよう、長野LP協会佐久支部及び(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (3) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、長野LP協会佐久支部及び(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (4) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、長野LP協会佐久支部及び(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (5) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、長野LP協会佐久支部及び(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (6) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、長野LP協会佐久支部及び(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (7) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、長野LP協会佐久支部及び(一社)長野県LPガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

**5 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策**

毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩、流出等により、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を保健所、警察又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

- (1) 周辺住民に対して緊急避難の広報活動を行う。
- (2) 飲料水汚染のおそれのある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。

**〔佐久広域連合消防本部〕**

- (1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。
- (2) 中和剤、吸収剤等の使用により、毒劇物の危害除去を行う。

**〔営業者及び業務上取扱者〕**

- (1) 災害後、直ちに貯蔵設備等の応急点検及び必要な措置を講ずる。
- (2) 保健所、警察又は消防機関へ事故発生状況、応急措置等の連絡を行う。
- (3) 毒劇物の漏えい、流出、拡散等が発生した場合には、中和剤・吸収剤等による中和・除去作業により、周辺住民の人命安全措置を講ずる。

## 第23節 上水道施設応急活動

大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 1 応急対策要員の確保

災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、部内における要員の調整をする。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

### 2 応急対策用資機材の確保

応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

### 3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (5) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。
- (7) 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

### 4 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

〔関係機関〕

指定水道業者は、町が発注する工事に対し、積極的に対応する。

## 第24節 下水道施設等応急活動

風水害による被害が発生した場合、下水道機能の応急的な確保のため、まず被害規模等の情報の早期収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき応急対策の実施体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 1 情報の収集、被害規模の把握

「下水道施設台帳」、「農業集落排水処理施設台帳」、「浄化槽台帳」等（管渠施設、処理場施設）を活用し、町が管理する下水道施設について、被害箇所及び被害状況を早期かつ的確に把握する。

### 2 応急対策の実施体制

- (1) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- (2) 被害が甚大である場合には、広域応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。

### 3 応急対策

#### (1) 管 渠

ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

#### (2) 処理場等

ア 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

イ 処理場等への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

ウ 処理場等での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

#### (3) 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

#### (4) 農業集落排水施設

農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。

### 4 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

**第25節 通信・放送施設応急活動**

総務部

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

町は、関連機関と協力し、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

**1 通信施設の応急活動**

- (1) 町は、業者と協力して、防災行政無線、みよたメール配信サービス等の通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、町職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

**2 電信電話施設の応急活動**

町は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話の災害用伝言板等のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

〔東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)及びソフトバンクモバイル(株)〕

発災時に、被災地の緊急・重要通話を確保するため、早期復旧、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等により、被災者関係の情報提供に努める。

**3 放送施設の応急活動**

〔放送各社〕

放送機、電源等の放送設備の被害の応急措置を実施して、迅速な放送再開を図るとともに、被災者への情報提供に努める。

## 第26節 災害広報活動

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民、被災者、滞在者等（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

### 1 住民等への的確な情報の伝達

町は、県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民等に対し、長野県防災情報システムの活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、みよたメール配信サービス、FMラジオ、CATV、町ホームページ、掲示板、広報紙、緊急速報メール等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

- (1) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (2) 二次災害の防止に関する情報
- (3) 避難に関する情報（避難勧告等の区分、対象区域、避難所・方法等）
- (4) 医療機関等の生活関連情報
- (5) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- (6) 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- (7) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (8) 安否情報
- (9) その他必要と認められる情報

### 2 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。

また、緊急を要する事態を記録した災害写真、ビデオ等は、速やかに県に送付する。

### 3 報道機関への放送要請

県では、災害対策基本法第57条の規定に基づき、テレビ・ラジオの主要な放送局と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。町長は、報道機関を通じて広報活動を行う必要があると認めるときは、佐久地域振興局を経由して、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

### 4 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など、地域の実情に即した相談窓口を設置する。

**第27節 土砂災害等応急活動**

総務部 建設水道対策部

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

**1 土砂災害防止体制の確立**

町は気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

**2 危険箇所周辺の警戒監視・通報**

町は土石流、崖崩れ等の土砂災害が発生した地域がある場合、その被害状況の早期把握に努める。また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの状況が把握された場合、それらの警戒監視体制を強化し、土砂災害防災対策の早期実施に努める。

**3 土石流及び崖崩れ対策**

- (1) 町は土石流等に対する警戒体制を整え、被災状況や災害発生予兆に関する情報を把握し、必要に応じて警戒避難情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめるための応急工事の実施を県等関係機関に働きかける。
- (2) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。
- (3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (4) 災害の危険性が高まり、避難勧告等の対象地域、発表及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県等に速やかに助言を求める。

**〔住 民〕**

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従うものとする。

**4 大規模土砂災害対策**

- (1) 大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が実施する緊急調査に協力する。また、関係機関からの警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の措置をとる。
- (2) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (3) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン等の施設被害状況を早期に把握するため、ライフライン事業者等の要望に応じて情報提供に努める。

**〔住 民〕**

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従うものとする。

**第28節 建築物災害応急活動**

総務部 教育対策部

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

**1 建築物**

- (1) 町は、町が管理・運営する庁舎、社会福祉施設、学校等について、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。
- (2) 町は、住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を実施する。  
また、災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県又は近隣市町村に対して支援を求める。
- (3) 町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を維持する。

**〔建築物の所有者等〕**

- (1) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- (2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

**2 文化財**

- (1) 町教育委員会は、所有者、管理者等に対し、見学者の安全を確保するために避難誘導を行うよう指導する。
- (2) 町教育委員会は、所有者、管理者等に対し、文化財への立入り規制を行うよう指導する。
- (3) 町教育委員会は、所有者、管理者等に対し、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずるよう指導する。
- (4) 県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について調査し、県教育委員会に報告する。

**〔所有者〕**

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。

## 第29節 道路及び橋りょう応急活動

風水害により道路及び橋りょう等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 1 被害状況の把握

道路及び橋りょうの被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、佐久建設事務所、佐久警察署（御代田町交番）、交通機関等の関係機関及び住民等から情報を収集する。

### 2 交通の確保

- (1) 被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながら迂回道路の選定、交通規制等を行い、交通の確保に努める。
- (2) 路上障害物の除去等により、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。
- (3) 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、迂回道路等の情報提供を行う。

### 3 緊急交通路確保のための交通規制

町の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を佐久警察署長に通知する。

### 4 応急復旧

- (1) 佐久建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の機能確保のための応急復旧を最優先に実施する。
- (2) 各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、建設業協会等と協力し、速やかに応急復旧工事を行う。
- (3) 町のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

**第30節 河川施設等応急活動**

総務部 建設水道対策部

風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を実施する。

**1 河川施設等応急対策****(1) 水防活動の実施**

被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 佐久建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な水防活動及び応急復旧対策を実施する。

(4) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

**2 ダム施設応急対策**

ダム管理者は、異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施し、その結果漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報は、ダムの操作規則等の規定によるものとする。

## 第31節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

総務部 建設水道対策部

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

町は、被害を最小限に抑えるため、必要な応急活動を行う。

### 1 構造物に係る二次災害防止対策

町域内の道路及び橋りょうの被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

具体的な対策については、本章第29節「道路及び橋りょう応急活動」を参照のこと。

### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

#### (1) 危険物関係

##### ア 災害発生時等における連絡

町は、危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

##### イ 危険物施設の管理者等に対する指導

町は、危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

#### (2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、佐久広域連合消防本部及び関係機関と協力して、施設管理者等に対して指導を徹底する。

### 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

### 4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋りょう等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

町は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

### 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

**第32節 ため池災害応急活動**

産業経済対策部

町は、洪水等によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大防止のために必要な措置をとる。

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

**〔関係機関〕**

- (1) 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。
- (2) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- (3) 町が実施する応急対策について協力する。

## 第33節 農林産物災害応急活動

被害状況の早期・的確な把握に努め、農林産物被害の拡大防止を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、二次災害防止のため倒壊した立木等の除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

### 1 農業用施設応急対策

かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害の影響が及ぶ付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

また、風水害が予想される場合は、排水口の点検・手直し、ハウス、育苗施設の補強等を講ずるよう指導の徹底を図る。

### 2 農作物応急対策

#### (1) 被害状況の把握及び報告

町は、佐久農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を佐久地域振興局に報告する。

#### (2) 災害対策技術の指導

農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

#### 〔関係機関〕

町等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努める。

#### 〔住 民〕

町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止のため、次の作目別応急対策を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

#### (1) 水 稲

ア 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病等の防除を行う。

イ 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

ウ 水路等が損壊した場合は、修理し、冠水できるようにするが、冠水不能の場合は、揚水ポンプ等により行う。

#### (2) 果 樹

ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土

砂の排出、中耕などを行う。

イ 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

ウ 果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。

エ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

(3) 野菜及び花き

ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。

イ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。

エ 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

**3 畜産物災害応急対策**

(1) 病害虫の駆除

ア 災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、ネズミ、害虫等の防除の徹底について指導に努める。

イ 町長は、被災地における病家畜の早期発見に努め、家畜及び畜舎施設等の被害状況を佐久家畜保健衛生所に報告する。

ウ 家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、佐久家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

エ 伝染病による家畜の病死又は広域感染のおそれのある病気が発生したときは、関係機関と連携し病家畜の出荷停止、死亡獣畜の埋却及び焼却並びに畜舎内外の消毒の徹底等感染拡大の防止に努める。

(2) 飼料の確保

災害時においては、畜産農家に対し自給飼料の確保に最大限の努力をするよう指導し、万一手持飼料が流出し、又は供給機関からの供給が途絶えたときは、県に要請する等飼料の確保に努める。

また、貯蔵に際しては品質を損なわないよう指導する。

**〔住 民〕**

(1) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

(2) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。

**4 林産物災害応急対策**

(1) 町は、佐久森林組合等関係機関と協力し被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

(2) 町は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、川筋等にある木材の流失を防ぐため、直ちに関係者に対し、そのけい留を指示する。

- (3) 町は、関係者に対し、異常降雨等に際して伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留を行い、また、林産施設の流失、損壊を防ぐ措置を指導する。
- (4) 災害により倒木、折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病虫害の発生防除のため折損木等の早期除去を指導するものとし、状況に応じて薬剤散布の徹底に努める。

**〔関係機関〕**

- (1) 林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。
- (2) 町と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに町、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

**〔住 民〕**

町等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

## 第34節 文教活動

小学校、中学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、町及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

### 1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

#### (1) 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、町教育委員会にその旨連絡する。

#### (2) 児童生徒等が在校中の場合の措置

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

イ 町長等から避難勧告又は避難指示（緊急）があった場合、また、学校長等の判断により必要が認められる場合は、児童生徒等を速やかに指定された避難場所等へ誘導する。

ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

また、避難状況を町教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

#### (3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川のはん濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に、直接、引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

### 2 応急教育計画

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 県教育委員会の指導及び支援を得て、町教育委員会は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

- (7) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (4) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(公財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

- (2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、町教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

- (7) 災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (4) 被災した児童生徒等を学校等に受け入れることが可能な場合は、学校において応急教育を行う。
- (7) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (5) 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡の下に登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

- (7) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
- (4) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

- (7) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- (4) 施設・設備が被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (7) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、町教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与等

町及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を実施する。

(1) 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

町における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

(2) 就学援助

町教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

4 保育園における措置

保育園における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。

(1) 臨時休園等

ア 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を保育園長に指示する。

イ 保育園長は臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。

ウ 保育園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により乳幼児を保護者に直接引き渡す。

(2) 避難誘導

ア 町は、保育園長に幼児の避難の指示、避難先の指示を行う。

イ 保育園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、乳幼児を安全に指定緊急避難場所へ避難させる。

ウ 保育園長は前記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で乳幼児を安全な場所に避難させる。この場合保育園長は、速やかに町に報告する。

エ 保育園長は避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、乳幼児を保護者に

直接引き渡す。

(3) 被害状況調査及び復旧

ア 町は、施設の被害状況を把握した上で安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

イ 保育園長は、施設の被害状況を速やかに住民生活対策部長に報告する。

(4) 応急保育

町は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握した上で、応急保育を実施する。

## 第35節 飼養動物の保護対策

住民生活対策部 産業経済対策部

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼養環境の確保に努める。

### 1 町が実施する計画

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。
- (3) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。

### 2 飼い主が実施する計画

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行う。

**第36節 ボランティアの受入れ体制**

災害時においては、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

町は、事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

**1 被災地のニーズの把握と受入体制の確保**

- (1) 町は、社会福祉協議会と協議し、被災地におけるボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) 町は、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (3) 町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
- (4) 町は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告する。

**〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体〕**

町及び県の支援のもとに、社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、災害時ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、活動、相談指導等を行う。

**2 ボランティア活動拠点の提供支援**

町は、災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、ボランティアが自由に利用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ、物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

**〔社会福祉協議会〕**

- (1) 県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行う。また、必要に応じ、福祉救護現地本部の行うボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣の支援を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調達等の支援を行う。
- (2) 町社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

**〔日本赤十字社長野県支部〕**

町及び県の災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

### 第37節 義援物資及び義援金の受入れ体制

総務部 会計対策部 保健福祉対策部

大規模な災害が発生した場合には、町及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

#### 1 義援物資及び義援金の募集等

##### (1) 義援物資

ア 町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

イ 町は、県及び関係機関等と連携して、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

##### (2) 義援金

ア 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

イ 県が実施する義援金は、次の区分によるものとする。

(ア) 委員会に寄託し配分する義援金

(イ) 被災地へ直接送金する義援金（被災地が特定される場合）

#### 2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

##### (1) 義援物資

町は、義援物資を配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

##### (2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分するものとする。

## 第38節 災害救助法の適用

町の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

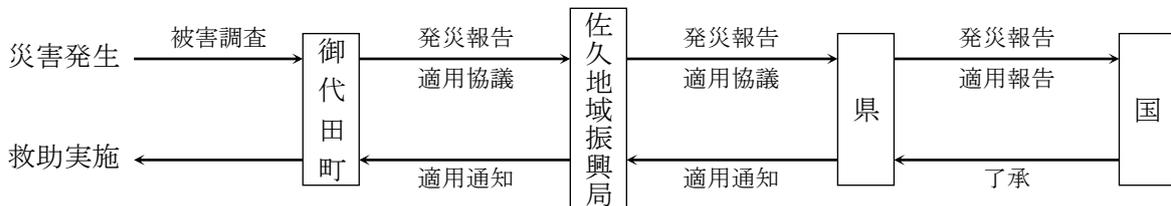
### 1 災害救助法の適用

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

- (1) 町長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管の佐久地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 町長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

#### 法の適用事務



### 2 救助の実施

#### (1) 救助の役割分担

町長は、県から委任された職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

#### (2) 救助の実施基準

救助の実施は、別表（後掲）の基準により行う。

〔関係機関〕（日本赤十字社長野県支部）

- (1) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備を挙げて協力する。
- (2) 知事から委任された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

別表

救助の実施要領の基準（概要）

（平成30年4月1日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必	1 夏季（4月～9月）・冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者 医療の途を失った者（応急的処置）	2 後掲別表に掲げる金額の範囲内 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たりの限度額 584,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,400円以内  一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300円以内 検案料 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全全流	壊焼失						
	夏	185,000	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半半床	壊焼						
	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

**第39節 観光地の災害応急対策**

産業経済課

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

**1 観光地での観光客の安全確保**

- (1) 町は、観光地での災害発生時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 町は、観光地での災害発生時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 佐久広域連合消防本部は、観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

**2 外国人旅行者の安全確保**

町は、県と連携して、県において事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。